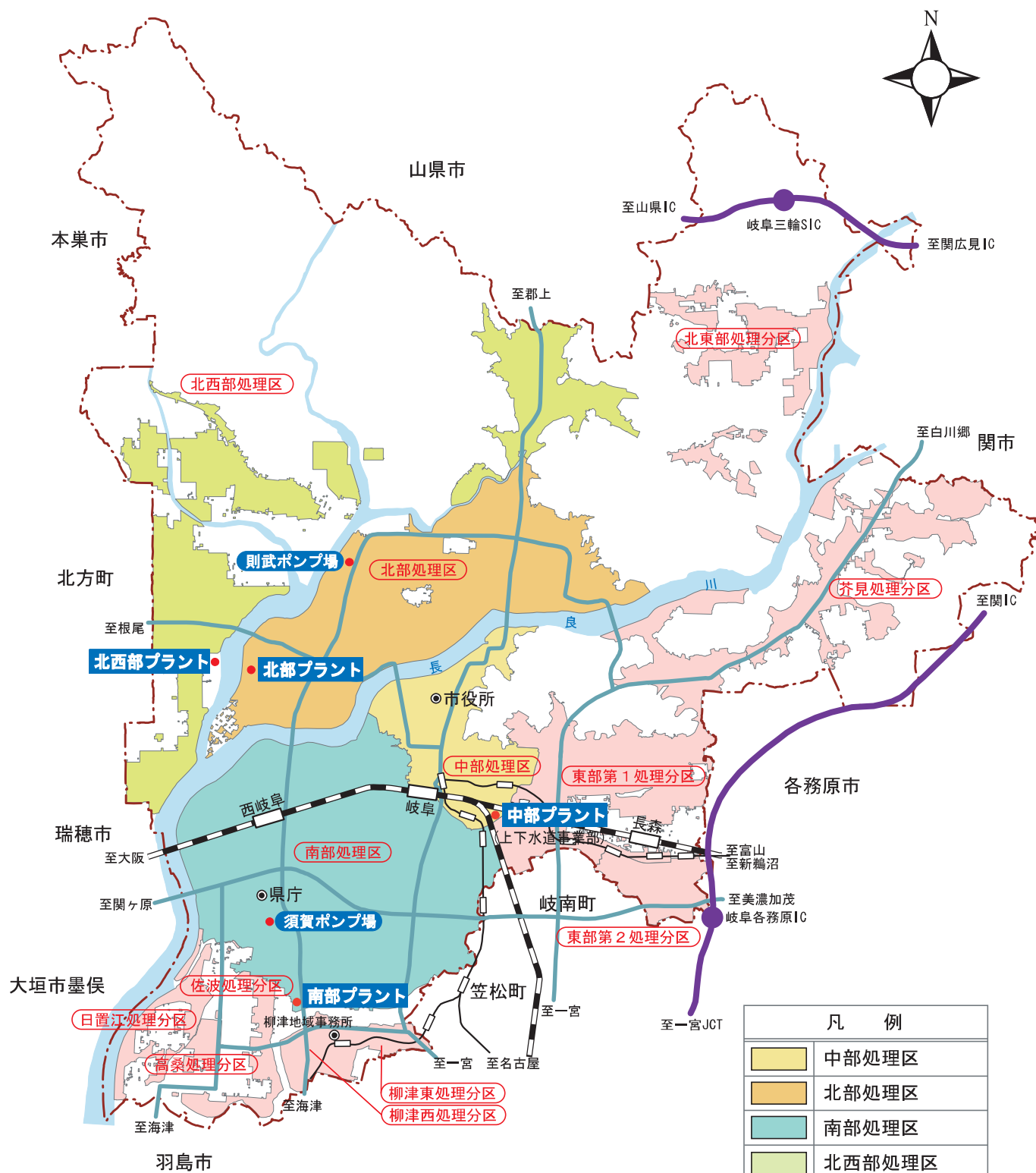


V 下水道事業

1 岐阜市下水道処理区域図



処理区域：供用開始済み区域

2 下 水 道

(1) 沿 革

本市の下水道は、昭和9年7月に、当時では画期的な汚水と雨水を分けて処理する分流式下水道を日本で最初に採用し、旧市街地490 haを対象として着工した。昭和12年7月には下水処理場（現中部プラント）が処理を開始し、当時の東京市、名古屋市、京都市、豊橋市に次ぐ国内5番目の下水処理場を有する都市となった。その後、昭和18年3月までに約300万円を投じ、中部処理区が完成した。

昭和20年には戦災により大きな被害を受けたが、戦災復興事業として昭和26年までに復旧を完了し、翌昭和27年からは一部区域の拡大を図り、昭和38年までに計741 haの整備が完了した。

これと前後し、昭和37年には、戦後特に住居地区・文教地区として著しく発展していた長良川以北の地域を対象とした北部処理区の整備事業に着工し、北部プラントが昭和41年7月に一次処理、昭和43年5月に二次処理を開始、汚水中継施設として則武ポンプ場が平成2年4月に稼働を開始した。

また、県庁を中心に急速に市街化しつつあった南部地域を対象とした南部処理区は、昭和45年に整備事業に着工し、南部プラントが昭和48年6月に処理を開始、汚水中継施設として須賀ポンプ場が昭和61年4月に稼働を開始した。

平成10年には、北西部地域を対象とした北西部処理区の整備事業に着工し、平成14年12月に木田・七郷・合渡地区の一部を供用開始し、北西部プラントが平成16年2月に処理を開始した。

流域関連公共下水道では、昭和59年には旧市街地に隣接し市街化の進んでいた長森・日野地区を東部第1処理分区及び東部第2処理分区、平成元年には宅地開発等が進んでいた芥見・岩地区を芥見処理分区、平成7年には前年に市街化区域へ編入された南西部地区を日置江処理分区、さらに平成19年には住宅団地や住居系の地域がある藍川・三輪地区を北東部処理分区として順次着工し、平成3年4月に東部第1・東部第2処理分区、平成4年3月に芥見処理分区、平成9年3月に日置江処理分区、平成23年3月に北東部処理分区の供用を開始した。また、平成18年1月には羽島郡柳津町との合併に伴い、平成7年4月より順次供用を開始していた柳津東、柳津西、佐波、高桑の4つの処理分区が編入された。

汚水処理に伴い永続的に発生する下水汚泥を有効活用する取り組みとして、平成6年から汚泥焼却灰から製造した焼成れんがの販売（現在製造、販売共に終了）を開始したが、平成20年かられんがに代わる新たな取り組みとして、汚泥焼却灰から希少資源である「りん」を回収する施設の建設に着手し、平成21年度末に完成した。また、3県1市（愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市）が策定した伊勢湾特定水域高度処理基本計画や、岐阜県が策定した木曽川及び長良川流域別下水道整備総合計画を受け、全プラントで高度処理を導入している。

このほか、市街地の浸水被害を解消するため雨水事業により市内各排水区において雨水渠の整備を進めており、中部排水区では昭和57年4月に伊奈波貯留槽、平成26年11月に梶川町貯留槽が稼働を開始、また北部排水区では平成16年から雄総排水ポンプ場に着工し、平成19年度末に完成した。

(2) 概 要

現在、単独公共下水道として第28次変更事業計画（令和4年3月）による中部、北部、南部及び北西部処理区の6,087 ha、流域関連公共下水道として第11次変更事業計画（令和3年2月）による東部第1・第2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の2,673 ha、合計8,760 haについて事業を進めている。

令和5年度末の処理面積は、単独公共下水道5,803 haと流域関連公共下水道2,224 haの、あわせて8,027 haとなっている。

計画と現況

区 分	単 独 公 共 下 水 道	流 域 関 連 公 共 下 水 道
都 市 計 画 決 定	岐阜市告示第 2 1 0 号 (H26.6.16)	
下 水 道 法 事 業 計 画	下 第 2 2 3 号 (R4.3.8)	下 第 2 5 4 号 (R3.2.24)
都市計画法事業計画認可	岐阜県告示第 1 3 5 号 (R4.3.29)	岐阜県告示第 1 2 7 号 (R3.3.23)
認 可 期 間	昭 和 9 年 7 月 ～ 令 和 7 年 3 月	昭 和 5 9 年 3 月 ～ 令 和 8 年 3 月

(令和6年3月31日)

区 分		拡 張 計 画 及 び 現 況										計
		単 独 公 共 下 水 道				流 域 関 連 公 共 下 水 道						
		中 部 処 理 区	北 部 処 理 区	南 部 処 理 区	北 西 部 処 理 区	東部第1 処理分区	東部第2 処理分区	芥 見 処理分区	北東部 処理分区	日 置 江 処理分区	柳 津 地 域	
処理面積 (ha)	計画	625	1,621	2,336	1,505	913	185	489	498	157	431	8,760
	現況	625	1,596	2,322	1,260	787	185	416	319	124	393	8,027
処理人口 (人)	計画	38,540	81,360	104,580	40,800	39,460	9,030	18,050	11,850	3,430	11,560	358,660
	現況	38,240	82,540	109,220	50,240	41,290	9,290	17,620	11,540	3,650	12,450	376,080
処理能力 (m³/日)	計画	31,500	43,300	72,100	32,000	—	—	—	—	—	—	178,900
	現況	31,500	43,300	72,100	21,200	—	—	—	—	—	—	168,100
処理水量 (m³/日)	現況	23,874	35,716	51,167	11,391	15,078	2,609	8,460		5,007		153,303
汚 水 管 延 長 (m)	現況	173,256	470,510	583,719	345,848	250,259	50,798	133,525	110,727	36,141	101,943	2,256,726
計画年次 (年度)	計画	S. 9 ～ R. 6	S. 37 ～ R. 6	S. 45 ～ R. 6	H. 10 ～ R. 6	S. 58 ～ R. 7	S. 58 ～ R. 7	H. 1 ～ R. 7	H. 17 ～ R. 7	H. 6 ～ R. 7	S. 63 ～ R. 7	—
	現況	24,160	33,626	46,108	44,243	17,946	3,548	11,152	10,992	2,478	11,165	205,418
排除方式	現況	分 流 式										—
処理方式	現況	凝集剤併用 型ステップ 流入式多段 硝化脱窒法 ＋ 急速ろ過法	嫌 気 好 気 活 性 汚 泥 法		凝集剤併用 型循環式硝 化脱窒法 ＋ 急速ろ過法	木 曾 川 右 岸 流 域 下 水 道 に 接 続 (岐阜県各務原浄化センター)						—

注；計画欄数値は、事業計画数値である。

汚水管延長は、令和4年度繰越を含み、令和5年度繰越を含まない。

建設事業費は、雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

柳津地域欄数値は、高桑、佐波、柳津西、柳津東の4処理分区の合計値である。

イ 普及状況

(令和6年3月31日)

区 分		数 量	普及数量	率(%)	備 考
普 及 率	行政人口 (人)	399,492	376,080	94.1	行政区域内人口に対する処理人口の率
水洗化率	処理人口 (人)	376,080	327,380	87.1	処理人口に対する水洗化人口の率
	処理戸数 (戸)	192,230	166,338	86.5	処理戸数に対する水洗化戸数の率
整 備 率	計画決定面積 (ha)	9,150	8,027	87.7	処理区域の都市計画決定面積に対する処理面積の率
	事業計画面積 (ha)	8,760	8,027	91.6	事業計画面積に対する処理面積の率

ロ 下水道の進捗状況

(令和6年3月31日)

区 分		事 業 計 画	令和5年度迄の実績	進捗率
事 業 費	管 渠	142,170 百万円	138,662 百万円	97.5 %
	ポ ン プ 場	3,258 百万円	3,250 百万円	99.8 %
	プ ラ ン ト	66,419 百万円	63,506 百万円	95.6 %
	計	211,847 百万円	205,418 百万円	97.0 %

注；雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

ハ プラント及びポンプ場の概要

(a) プラントの概要

(事業計画分)

名称 区分	中部プラント	北部プラント	南部プラント	北 西 部 プラント	備 考
位 置	岐阜市祈年町 4丁目	岐阜市西中島 6丁目	岐阜市南鶉 6丁目	岐阜市曾我屋 8丁目	令和4年3月 変更
敷 地 面 積	2.20 ha	3.91 ha	3.92 ha	7.66 ha	
計画処理能力	31,500 m ³ /日	43,300 m ³ /日	72,100 m ³ /日	32,000 m ³ /日	
水 処 理 方 式 (計画)	凝集剤併用型 ステップ流入式 多段硝化脱窒法 +急速ろ過法	嫌気好気 活性汚泥法	嫌気好気 活性汚泥法	凝集剤併用型 循環式硝化脱窒法 +急速ろ過法	
汚泥処理方式	濃縮→脱水 →北部へ搬送	濃縮→脱水 →焼却 →りん回収	濃縮→脱水 →焼却 →北部へ搬送	北部へ圧送	
放 流 先 河 川	新荒田川	伊自良川	境 川	根 尾 川 (伊自良川)	
処理開始年月日	昭和12年7月1日	昭和41年7月1日	昭和48年6月7日	平成16年2月7日	

(b) ポンプ場の概要

(事業計画分)

名称 区分	則武ポンプ場 (汚水)	須賀ポンプ場 (汚水)	雄総排水ポンプ場 (雨水)	備 考
位 置	岐阜市則武 字本島	岐阜市須賀 1丁目	岐阜市雄総桜町 1丁目	令和4年3月 変 更
敷 地 面 積	0.09 ha	0.44 ha	0.40 ha	
計画揚水量	2.2 m ³ /分	16.4 m ³ /分	369 m ³ /分	
放 流 先 河 川	—	—	長良川	
運転開始年月日	平成2年4月20日	昭和61年4月26日	平成20年4月1日	

《各プラント及びポンプ場における非常用自家発電設備の状況》

名称 区分	中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	則 武 ポンプ場	須 賀 ポンプ場
自家発電機容量(kVA)	875	875	1,500	625	45	100
燃料タンク容量(ℓ)	7,000	11,200	25,500	8,400	200	390
運転可能時間(h)	17	23	106	33	10	41

二 受益者負担金制度の導入

(a) 導入の経過

受益者負担金は、昭和38年の生活環境施設整備緊急措置法に基づく下水道整備5箇年計画により下水道を計画的に整備するため、その財源確保の方策として受益者負担金制度の採用が提言され、国においても制度採用都市には国庫補助金の増大及び起債の許可を優先的に考慮するなど積極的指導がなされてきた。

岐阜市における下水道は、昭和9年以来拡充整備してきたが、都市周辺部の急激な発展に伴い、公害対策、環境衛生の面からも下水道建設要望は強く、早急に整備する必要に迫られた。計画されている北部排水区及び南部排水区の整備には莫大な建設費が必要となり、限られた財源ではいつまでも下水道の普及はなく、建設財源を確保することが必要となり、この財源として昭和45年度から受益者負担金制度を導入することとなった。

(b) 負担率の決定

受益者負担率は $1/3 \sim 1/5$ の範囲とされているが、岐阜市の場合は $1/5$ と最低の率で決定された。

(c) 導入にあたっての問題点

昭和9年以来の下水道建設により負担金賦課時点での整備は、中心部はもちろんのこと長良川以北地区一部についても下水道が完備していたので、この既設地区からの負担金徴収が難しいと考えられたが、負担の公平を保つため既設地区からも徴収することと決定された。

(d) 住民説明方法

既設地区については、自治会単位で説明会を開催した。その後、各町内からの申出、希望により説明会を開催している。

(e) 農地への賦課

農地については、申請により農地転用まで徴収を猶予する。ただし、市街化の著しい区域の農地については、この限りでないとし、現在に至っている。

(f) 納付方法

昭和36年度以前に施工済の中部排水区は8か年分割納付、その他の地区については5か年分割納付とし、それぞれ1年を4期に分けて納付する。

(g) 負担金の減免

- 1 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地
- 2 国又は地方公共団体が公用に供し又は供することを予定している土地
 - ア 学校教育法第 1 条に規定する学校の用地
 - イ 社会福祉法第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する社会福祉事業のために設置された社会福祉施設（児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設を除く。）の用地
 - ウ 警察法務収容施設用地
 - エ 病院用地
 - オ 一般庁舎用地
 - カ 消防施設用地
 - キ 公務員宿舎用地
 - ク その他の建物の土地
- 3 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地
- 4 公の生活扶助を受けている者又はこれに準ずる者が所有し、又は使用する土地
 - ア 生活保護法により生活扶助を受けている者が所有し、又は使用する土地
 - イ 生活保護法により生活扶助以外の扶助を受けている者又はこれに準ずる者が所有し、又は使用する土地
- 5 文化財である土地又は文化財である建物その他工作物の土地
- 6 その他その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地
 - ア 社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人が同法第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する事業のために設置する施設（児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設を除く。）の用地
 - イ 私立学校法第 3 条に規定する学校法人が設置するもので、教育の目的に使用している土地
 - ウ 墓地、埋葬等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する墓地
 - エ 宗教法人法第 4 条第 2 項に規定する宗教法人が同条第 3 条に規定する境内地として使用している土地
 - オ 鉄道事業法第 2 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項に規定する事業の用に供する施設の用地
 - カ 自治会等が管理する施設に係る用地
 - キ 水路及び公道に準ずる私道
 - ク 電気設備に関する技術基準を定める省令の規定により建造物の築造が禁止されている特別高圧架空電線下の用地又は架空電線路の鉄塔用地
 - ケ その他実情に応じて減免を必要とする土地

(h) 負担金の猶予

- 1 災害、盗難、家族の病気、負傷等の場合、それぞれの関係機関の証明書の取得により1～2年以内の徴収猶予が決められている。
- 2 農地の場合、受益者からの申請により農地転用まで徴収を猶予する。

(i) 負担区制導入の経緯

岐阜市の受益者負担金制度は、北部及び南部排水区の拡張に伴う財源確保の為に昭和45年度から導入されたものであるが、当時、既に施工済の中部・北部排水区についても遡及して負担金を徴収することとし、中部・北部・南部排水区の一体性と継続性を考慮して同一負担金とした。

これら中部、北部及び南部排水区の下水道整備がほぼ完了し、平成3年4月から供用が開始される木曽川右岸流域下水道に接続する東部、芥見排水区の整備が進み、また将来、北西部地域においても計画があることなど総合的判断を加えると、現行制度をそのまま移行することは著しく妥当性を欠き、かつ公正な負担金制度を維持することが困難と考えられ、平成2年7月4日岐阜市公営企業経営審議会に対し、見直しの諮問がなされた。平成2年10月29日、公平かつ妥当な負担金額の設定として、負担区制の導入についての答申が出された。(第1負担区、第2負担区の制定)

その後、本市では下水道整備区域の拡張計画が進められ、平成10年8月新たな単独公共下水道として北西部排水区域の事業認可を取得し、この区域の下水道整備を円滑に推進するための必要な建設財源として、受益者負担金を設定する必要性が生じたことから、平成11年7月12日市長から岐阜市公営企業経営審議会に対し諮問がなされた。平成11年8月11日、負担の軽減に配慮した公正かつ公平な負担金額の設定として、新たな負担区の答申が出された。(第3負担区の制定)

平成18年1月1日には、旧柳津町との合併により旧柳津町における処理分区を第4負担区として設けた。(第4負担区の制定)

平成18年1月に流域関連公共下水道で新たに整備される区域として、北東部排水区域の事業認可を取得した。また、この区域の受益者負担金の設定にあたり岐阜市公営企業経営審議会が、平成19年1月11日に岐阜市長に答申し、平成19年第1回市議会定例会において、第3負担区に北東部排水区を加え単位負担金額が決定した。

市街化区域の整備が概ね完了した後、良好な水環境の保全という環境対策の面からも市街化区域の整備に引き続き、市街化調整区域の整備が必要である。このことから、市街化調整区域における下水道に伴う負担のあり方について、岐阜市公営企業経営審議会が平成21年12月21日に岐阜市長に答申し、平成22年第1回市議会定例会において、市街化調整区域を第5負担区と定め、受益者負担金の単位負担金額を決定した。(第5負担区の制定)

(j) 負担金額

負 担 区	負 担 区 の 推 移	1平方メートル当たりの単位負担金額
第1負担区	中部、北部及び南部処理区	50円
第2負担区	東部第1、東部第2、芥見及び日置江処理分区	150円
第3負担区	北西部処理区、北東部処理分区	230円
第4負担区	柳津西、柳津東、佐波、高桑処理分区	420円
第5負担区	市街化調整区域（市長が定める区域をいう。ただし、第1負担区から第4負担区までに含まれる区域を除く。）	250円

(k) 前納報奨金制度の経緯

前納報奨金制度とは、受益者が納期到来前の受益者負担金納付額を一括納付する際、報奨金交付基準に基づき交付しており、昭和45年度の受益者負担金制度の導入当初より、受益者負担金の早期納付の促進を目的とし導入された。

平成11年度に市税等の報奨金制度の見直しによる制度廃止に伴い、受益者負担金の報奨金の全期前納交付率を17.7%から8.85%に引き下げた。

令和元年12月の岐阜市上下水道事業経営審議会での審議を経て、経過措置を設けたうえで、令和2年4月1日に廃止した。

ホ 水洗便所普及について

当市は下水道に対する市民の理解が極めて深く、その普及は高率を示しているが、なお次のような普及施策を設けている。

(a) 助成金（平成15年3月31日改正） ※（昭和31年4月1日制度新設）

(イ) 水洗便所改造等工事助成金（新築家屋を除く）

区 分	公示3年以内若しくは1年以内に工事を行う場合
市民税均等割または非課税の場合	30,000円
その他の場合	20,000円

(ロ) 共用管布設工事助成金（新築家屋を除く） 5,000円

(ハ) 水路越工事助成金（下水本管工事と同時に下水取付管を官民境界まで設置したものを除く）

伏越し（水路越工事1件につき）

水 路 の 幅 員	金 額	摘 要
1.8m 以上 2.5m 未満	83,000円	水路の深さが1.4mを超える場合は0.2m増すごとに11,000円を加算する。
2.5m 以上 3.0m 未満	87,000円	
3.0m 以上 3.5m 未満	91,000円	
3.5m 以上	95,000円	

上越し（水路越工事1件につき）

水 路 の 幅 員	金 額	摘 要
2.0m 以上 2.5m 未満	80,000円	水路の深さが1.5mを超える場合を対象とする。
2.5m 以上 3.0m 未満	89,000円	
3.0m 以上 3.5m 未満	105,000円	
3.5m 以上	116,000円	

(b) 融資あっ旋制度（平成17年1月26日改正） ※（昭和62年4月1日制度新設）

融 資 額	一世帯につき100万円以内（制度新設時は45万円以内） （平成4年4月1日改正時は80万円以内）
融 資 利 率	年2.3%（制度新設時は年4.98%）
償 還 方 法	元利均等割賦償還
償 還 期 間	6月以上60月以内とし、6月を1単位とする。

(c) 利子補給制度（平成17年1月26日改正） ※（平成5年4月1日制度新設）

融資あっ旋制度の利用者に対し、返済利子の一部を利子補給する。

利子補給利率	年1.15%
支 払 期 日	年2回（3月・9月）

○ 私道への布設

水洗化の普及促進を図るため、下記の条件を満たしている場合は、市において排水設備の築造及び管理を行う。ただし、官公社宅、公団住宅等の民有道路敷及び開発行為区域内は除く。

- （イ）私道を無償で使用するについて、当該私道の所有者の全員が承諾していること。
- （ロ）私道の幅員1.8m以上であり工事可能で道路としての形態を有していること。
- （ハ）下水道への即時切替戸数が2戸以上であること。

へ 水洗化促進のための措置

(a) 水洗化助成金

イ 水洗化助成金交付状況

区 分			年 度							
			平成28	29	30	令和 元	2	3	4	5
助 成 金 交 付	件 数 件		109	281	142	122	86	101	41	12
	金 額 千円		2,900	5,680	2,930	2,510	1,823	2,130	870	313
助 成 金 交 付 内 訳	水洗便所新設	件	97	281	142	122	85	101	41	11
		千円	1,940	5,680	2,930	2,510	1,740	2,130	870	230
	供用管布設工事	件	-	-	-	-	-	-	-	-
		千円	-	-	-	-	-	-	-	-
	水路越し	上越し	件	12	-	-	-	-	-	-
			千円	960	-	-	-	-	-	-
		伏越し	件	-	-	-	1	-	-	1
			千円	-	-	-	83	-	-	83

ロ 助成金改正の推移

区 分			昭和31. 4. 1	昭和37. 4. 1	昭和55. 4. 1	平成元. 4. 1	平成4. 4. 1	平成5. 4. 1	平成15. 4. 1	摘要
水洗便所 新 設	公 示 3 年 以 内	市民税均等割又は 免除の場合	5, 000	5, 000	8, 000	16, 000	23, 000	23, 000	30, 000	汲取式は公 示 3 年以 内、汲取式 以外は公示 1 年以内を 対象
		その他の場合	3, 000	3, 000	5, 000	10, 000	15, 000	15, 000	20, 000	
	公 示 3 年 経 過 後	市民税均等割又は 免除の場合	5, 000	5, 000	8, 000	8, 000	8, 000	-	-	
		その他の場合	3, 000	3, 000	5, 000	5, 000	5, 000	-	-	
供用管布設工事				2, 000	5, 000	5, 000	5, 000	5, 000	5, 000	
水 路 越 し	上越し	1. 8メートル以上		7, 000	25, 000	48, 000	-	-	-	水深の深さ が1. 5メートルを 超える場合 を対象とする
		2. 0メートル以上		-	-	-	80, 000	80, 000	80, 000	
		2. 5メートル以上		-	30, 000	59, 000	89, 000	89, 000	89, 000	
		2. 7メートル以上		8, 000	-	-	-	-	-	
		3. 0メートル以上		-	35, 000	70, 000	105, 000	105, 000	105, 000	
		3. 5メートル以上		-	42, 000	77, 000	116, 000	116, 000	116, 000	
		3. 6メートル以上		9, 000	-	-	-	-	-	
	伏越し	1. 8メートル以上		10, 000	10, 000	45, 000	83, 000	83, 000	83, 000	水深の深さ が1. 4メートルを 超える場合 は20センチ増す ごとに 11, 000円を 加算する
		2. 5メートル以上		-	20, 000	56, 000	87, 000	87, 000	87, 000	
		2. 7メートル以上		13, 000	-	-	-	-	-	
		3. 0メートル以上		-	70, 000	99, 000	91, 000	91, 000	91, 000	
		3. 5メートル以上		-	95, 000	120, 000	95, 000	95, 000	95, 000	
		3. 6メートル以上		15, 000	-	-	-	-	-	

注：摘要欄は平成4年4月1日より該当

平成11年12月13日より下水本管工事と同時に下水取付管を官民境界まで設置したものは除く

(b) 排水設備工事資金融資幹旋状況

区 分			年 度							
			平成28	29	30	令和 元	2	3	4	5
融 資	件 数 件		1	0	0	0	0	0	0	0
	金 額 千円		400	0	0	0	0	0	0	0

注：昭和62年度から新設した制度である。

(3) 流域下水道計画

イ 計画と岐阜市

昭和45年12月のいわゆる公害国会において下水道法が一部改正され、この改正により公害対策基本法による水質環境基準が設定された水域について、土地及び水利用の見通し等を勘案して流域別下水道整備総合計画が策定されることになった。

木曽川及び長良川流域を市町の行政区域にとらわれず広域的な環境整備を経済的かつ合理的に達成するため、昭和49年8月に本市を含む4市9町(市町合併により現在は4市6町)において木曽川右岸流域下水道の当初計画決定が行われた。

岐阜市分は、当初既設区域の中部処理区と4流域関連処理分区が決定されたが、昭和57年2月に中部処理区を除き、現在では、東部第1、東部第2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の合計2,860 haの計画である。

ロ 事業概要

- (a) 事業主体 岐阜県
- (b) 関連市町村 岐阜市、各務原市、美濃加茂市、可児市、笠松町
(4市6町) 坂祝町、八百津町、御嵩町、岐南町、川辺町
- (c) 排除方式 分流式
- (d) 全体計画内容

(令和6年3月31日)

計画規模	全体計画
計画処理区域面積	約 16,643 ha
計画人口	433,900 人
計画処理水量	日最大 222,640 m ³ /日
浄化センター	1 箇所
ポンプ場	4 箇所
幹線管渠延長	77,640 m

(e) 浄化センターの概要

(令和6年3月31日)

名称	岐阜県各務原浄化センター
位置	各務原市下切町、松本町、前渡西町及び前渡東町地内
敷地面積	約 37 ha
計画処理能力	日最大 228,000 m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法+急速ろ過法 嫌気・無酸素・好気法+急速ろ過法 ステップ流入式多段硝化脱窒法+凝集剤添加+急速ろ過法
放流先河川	木曽川、境川(長良川)
維持管理業務	(財)岐阜県浄水事業公社(平成2年9月20日設立)に委託

3 下 水 料 金

(1) 料 金 表 (1 か月につき)

令和 2 年 4 月 1 日改定

種 別		基本料金	従量料金（1 m ³ につき）		
下 水 料 金	汚 水 料 金	一般汚水	980 円	10m ³ までの分	31円
				10m ³ を超え20m ³ までの分	120円
				20m ³ を超え50m ³ までの分	133円
				50m ³ を超え500m ³ までの分	140円
				500m ³ を超え10,000m ³ までの分	148円
				10,000 m ³ を超える分	155 円
金	公衆浴場汚水	980 円	10m ³ までの分	7円	
			10 m ³ を超える分	24 円	
料 金	水質料金		一定の水質以上の汚水を放流するものは、前記当該種別料金のほかにその濃度に応じて、1m ³ につき240円以内においてこれを増徴する。		
	雨水料金		雨水放流面積 1 m ² につき 1 か月 15 円 （管理者においてやむを得ないと認めたものに限る。）		
	計測器料金		1 か月 1 個 20,000 円以内で管理者が定める額		
	ディスポーザー料金		1 か月 1 台につき 400 円		

※上記料金は、消費税抜の額

※下水料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、管理者が定めた日をいう。）に規定する2か月分を基準に算定して得た額に 100分の 110を乗じた額（1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

※平成 1 8 年 1 月 1 日に合併した旧柳津町区域内の下水料金は、平成 2 2 年 4 月 1 日から旧岐阜市区域内の下水料金に統一した。

※ディスポーザー料金は、平成 2 3 年 3 月 3 0 日岐阜市下水道条例改正に伴うもの。（平成 2 3 年 1 0 月 1 日施行）

(2) 料金の平均改定率の推移

改正条例	H 元. 3. 31 条例第 35 号	H5. 12. 24 条例第 32 号	H9. 3. 31 条例第 28 号	H9. 12. 19 条例第 45 号	H14. 12. 24 条例第 54 号	H24. 3. 29 条例第 39 号	H26. 3. 31 条例第 47 号	H27. 12. 14 条例第 88 号	H31. 3. 27 条例第 44 号	R 元. 12. 17 条例第 42 号
改定年月	H 元. 8	H6. 4	H9. 6	H10. 4	H15. 4	H24. 7	H26. 4	H28. 4	R 元. 10	R2. 4
平均改定率	3. 00%	36. 58%	1. 94%	7. 42%	9. 93%	2. 97%	2. 86%	10. 24%	1. 85%	11. 58%

注(1)平成元年 8 月 1 日の改定は、平成元年 4 月 1 日の消費税法導入（3%）に伴うもの。

(2)平成 9 年 6 月 1 日の改定は、平成 9 年 4 月 1 日の消費税の引上げ（3%→5%）に伴うもの。

(3)平成 2 6 年 4 月 1 日の改定は、平成 2 6 年 4 月 1 日の消費税の引上げ（5%→8%）に伴うもの。

(4)令和元年 1 0 月 1 日の改定は、令和元年 1 0 月 1 日の消費税の引上げ（8%→1 0%）に伴うもの。

使用者が放流する汚水の量の認定は、次の区分による。

- 1 水道水を使用した場合においては、水道水の使用水量をもってその放流量とみなす。
- 2 井戸水等を使用した場合においては、計測（管理者の認める計測器による計測）にもとづく水量をもって放流量とみなす。
- 3 管理者が前各号によりがたいと認める場合は、管理者の認定する水量をもって放流量とみなす。
- 4 管理者は、第2号の計測をするため、適当な場所に計測のための装置を取り付けるものとする。この場合、使用者は、装置の取付けを拒み、又は妨げることはできない。

井戸水放流量認定基準表（1か月につき）

令和2年4月1日改定

種 別		水 量	
第1種	家事用	1人	12 m ³
		2人	19 m ³
		3人	25 m ³
		4人	27 m ³
		5人	30.5 m ³
		6人	38 m ³
		以後1人増すごとに 3.5 m ³ 加えた量	
第2種	学校・幼稚園・保育所用	廃止	
第3種	公衆浴場用	管理者の認定する量	
第4種	ア 病院	廃止	
	イ ホテル及び旅館	管理者の認定する量	
	ウ 劇場、映画館その他興行場	定員に0.3 m ³ を乗じた量	
	エ 管理者が定める職種	2人まで 30 m ³ 、以後1人増すごとに14 m ³ 加えた量	
	オ 官公署、事務所及びイ、ウ、エに属さない営業	5人まで 21 m ³ 、6人以上10人まで 32 m ³ 、 以後10人又はその端数ごとに13 m ³ 加えた量	
	カ 個室付浴場	廃止	

水道と井戸水併用時の放流量について（平成24年7月1日改定）

水道水と井戸水の合算使用量を放流量とする。

4 下水普及状況

(1) 年度別推移

区分	行政区域内 (A)				処理区域内 (B)				水洗化 (C)			普及率	水洗化率
年度	面積	世帯数	人口	指数	面積	戸数	人口	指数	戸数	人口	指数	(B/A)	(C/B)
	ha	世帯	人		ha	戸	人		戸	人		%	%
15	19,512	157,116	410,400	100.0	6,739	140,270	339,830	100.0	122,563	292,030	100.0	82.8	85.9
16	19,512	158,625	410,493	100.0	6,814	143,550	346,640	102.0	126,161	300,020	102.7	84.4	86.6
17	20,289	163,814	422,087	102.8	7,332	150,940	363,440	106.9	131,075	310,530	106.3	86.1	85.4
18	20,289	165,811	422,593	103.0	7,511	155,780	371,070	109.2	135,086	316,670	108.4	87.8	85.3
19	20,289	166,909	421,759	102.8	7,557	158,540	372,790	109.7	137,858	319,100	109.3	88.4	85.6
20	20,289	167,943	420,891	102.6	7,563	159,700	373,710	110.0	140,280	323,660	110.8	88.8	86.6
21	20,289	169,116	419,847	102.3	7,588	161,840	373,210	109.8	142,402	324,800	111.2	88.9	87.0
22	20,289	170,356	419,306	102.2	7,632	163,200	374,740	110.3	143,567	326,180	111.7	89.4	87.0
23	20,289	171,713	418,498	102.0	7,701	165,630	376,700	110.8	145,450	327,530	112.2	90.0	86.9
24	20,289	172,111	416,750	101.5	7,740	167,520	378,860	111.5	147,299	329,840	112.9	90.9	87.1
25	20,289	173,006	415,113	101.1	7,793	169,770	380,180	111.9	148,571	329,940	113.0	91.6	86.8
26	20,360	174,490	414,382	101.0	7,864	174,530	382,090	112.4	150,201	329,990	113.0	92.2	86.4
27	20,360	175,371	412,589	100.5	7,896	175,760	381,350	112.2	151,622	330,000	113.0	92.4	86.5
28	20,360	177,102	412,254	100.5	7,971	179,300	384,630	113.2	153,525	330,500	113.2	93.3	85.9
29	20,360	178,392	410,297	100.0	7,985	181,680	383,520	112.9	155,788	330,540	113.2	93.5	86.2
30	20,360	179,872	408,970	99.7	8,000	183,810	383,260	112.8	157,815	330,760	113.3	93.7	86.3
元	20,360	179,872	408,109	99.4	8,004	185,470	382,890	112.7	159,168	330,630	113.2	93.8	86.4
2	20,360	183,288	406,407	99.0	8,008	187,530	381,770	112.3	160,994	329,740	112.9	93.9	86.4
3	20,360	183,506	402,965	98.2	8,020	189,010	379,200	111.6	163,165	328,930	112.6	94.1	86.7
4	20,360	185,365	401,294	97.8	8,023	190,780	377,800	111.2	164,506	327,980	112.3	94.1	86.8
5	20,360	186,907	399,492	97.3	8,027	192,230	376,080	110.7	166,338	327,380	112.1	94.1	87.1

注；指数は15年度を100とした人口に対しての数値である。

(2) 県庁所在地及び人口30万人以上都市の普及状況

(令和4年度末現在)

順位	都 市 名	普及率	人 口	順位	都 市 名	普及率	人 口	順位	都 市 名	普及率	人 口
		%	千人			%	千人			%	千人
1※	横浜市	100.0	3,756	30※	広島市	95.4	1,182	59※	佐賀市	81.3	229
1※	大阪市	100.0	2,745	31※	所沢市	95.1	344	60※	四日市市	81.0	309
1※	尼崎市	100.0	458	32※	さいたま市	94.8	1,341	61※	水戸市	80.5	268
1※	豊中市	100.0	407	33※	岐阜市	94.1	401	62※	松江市	78.9	197
5※	東京都	99.9	9,600	34※	秋田市	93.3	299	63※	鹿児島市	78.6	596
5※	西宮市	99.9	482	35※	長崎市	93.2	399	64※	市川市	77.5	492
5※	吹田市	99.9	381	36※	長野市	91.1	367	65※	福山市	76.3	459
8※	福岡市	99.7	1,582	37※	船橋市	90.9	648	66※	富山市	74.6	408
8※	明石市	99.7	305	38※	熊本市	90.8	730	67※	郡山市	74.4	316
10※	川崎市	99.6	1,542	38※	姫路市	90.8	527	68※	豊田市	74.3	417
11※	高槻市	99.5	348	40※	千葉市	90.4	977	69※	鳥取市	74.2	182
12※	名古屋市	99.4	2,289	40※	柏市	90.4	434	70※	高崎市	73.8	368
12※	八王子市	99.4	561	42※	盛岡市	90.1	282	71※	浜松市	72.5	791
14※	札幌市	99.3	1,957	43※	宮崎市	89.2	398	72※	前橋市	71.5	330
15※	京都市	99.1	1,382	44※	川越市	89.0	353	73※	豊橋市	71.3	369
16※	東大阪市	99.0	479	45※	川口市	88.5	605	74※	一宮市	69.4	380
16※	町田市	99.0	431	46※	松戸市	88.4	497	74※	春日井市	69.4	308
18※	北九州市	98.7	924	47※	静岡市	88.1	681	76※	大分市	68.2	475
19※	仙台市	98.5	1,063	47※	奈良市	88.1	350	77※	岡山市	67.8	700
19※	堺市	98.5	819	49※	岡崎市	88.0	384	78※	山口市	67.3	188
21※	横須賀市	98.3	385	50※	久留米市	87.6	302	79※	福島市	67.2	269
21※	那覇市	98.3	316	51※	福井市	87.4	256	80※	高知市	65.9	318
23※	金沢市	98.1	446	52※	山形市	87.2	239	81※	松山市	65.6	502
24※	神戸市	97.7	1,503	53※	宇都宮市	84.7	516	82※	高松市	61.8	422
25※	枚方市	97.6	395	54※	新潟市	84.4	771	83※	いわき市	54.9	309
26※	相模原市	97.4	718	55※	越谷市	84.3	344	84※	津市	45.8	272
27※	旭川市	97.3	323	56※	甲府市	82.6	186	85※	和歌山市	38.3	358
28※	大津市	97.0	344	57※	倉敷市	82.0	477	86※	徳島市	28.5	248
29※	藤沢市	96.0	445	58※	青森市	81.6	269				

注;普及率、人口は令和4年度地方公営企業年鑑による数値。

人口は行政区域内人口。

※印は法適用企業。

全 国 平 均

81.0%

岐 阜 県 平 均

78.0%

5 下水利用戸数

(1) 種別下水利用戸数の推移

種 別 年 度	家 事 用 (第1種)		学校・幼稚園・保育 所用 (第2種)		公衆浴場用 (第3種)		第1種・第2種・第3 種に該当しないもの (第4種)		計	
	戸数(戸)	割 合	戸数(戸)	割 合	戸数(戸)	割 合	戸数(戸)	割 合	戸数(戸)	割 合
平成 26	134,336	89.4%	221	0.2%	8	0.0%	15,636	10.4%	150,201	100.0%
27	135,679	89.5%	229	0.1%	7	0.0%	15,707	10.4%	151,622	100.0%
28	137,436	89.5%	231	0.2%	7	0.0%	15,851	10.3%	153,525	100.0%
29	139,471	89.5%	244	0.2%	7	0.0%	16,066	10.3%	155,788	100.0%
30	141,378	89.6%	251	0.2%	7	0.0%	16,179	10.2%	157,815	100.0%
令和 元	142,764	89.7%	252	0.2%	7	0.0%	16,145	10.1%	159,168	100.0%
2	144,664	89.8%	258	0.2%	7	0.0%	16,065	10.0%	160,994	100.0%
3	146,801	89.9%	259	0.2%	6	0.0%	16,099	9.9%	163,165	100.0%
4	148,240	90.1%	261	0.2%	6	0.0%	15,999	9.7%	164,506	100.0%
5	150,076	90.2%	260	0.2%	5	0.0%	15,997	9.6%	166,338	100.0%

注：戸数は、年度末の数値である。

(2) 令和5年度下水利用戸数の種別・水供給形態別内訳

種 別 供 給		家 事 用 (第 1 種)		学校・幼稚園・保育 所用 (第 2 種)		公衆浴場用 (第 3 種)		第 1 種・第 2 種・第 3 種に該当しないもの (第 4 種)		計	
		戸数(戸)	割 合	戸数(戸)	割 合	戸数(戸)	割 合	戸数(戸)	割 合	戸数(戸)	割 合
水 道		131, 001	85. 5%	185	74. 6%	0	0. 0%	11, 601	72. 0%	142, 787	84. 2%
井 水	計測器	3, 602	2. 3%	25	10. 1%	0	0. 0%	1, 231	7. 6%	4, 858	2. 9%
	認 定	10, 216	6. 7%	0	0. 0%	5	100. 0%	1, 366	8. 5%	11, 587	6. 8%
併 用	水道と計測器	2, 897	1. 9%	38	15. 3%	0	0. 0%	1, 047	6. 5%	3, 982	2. 3%
	水道と認 定	5, 523	3. 6%	0	0. 0%	0	0. 0%	866	5. 4%	6, 389	3. 8%
計		153, 239	100. 0%	248	100. 0%	5	100. 0%	16, 111	100. 0%	169, 603	100. 0%

注：戸数は、2・3月分の調定戸数のため、表(1)の年度末戸数とは一致しない。

6 年度別料金及び水量等の推移

区分 年度	下 水 料 金		排水量（有収水量）		月平均利用戸数		年 間 1 戸 当 た り			
							下 水 料 金		排 水 量	
	（円）	指数	（m ³ ）	指数	（戸）	指数	（円）	指数	（m ³ ）	指数
平成 26	5,270,894,265	100.0	44,315,524	100.0	152,280	100.0	34,613	100.0	291	100.0
27	5,257,079,549	99.7	43,986,921	99.3	154,038	101.2	34,128	98.6	286	98.3
28	5,795,767,205	110.0	44,033,465	99.4	155,708	102.3	37,222	107.5	283	97.3
29	5,812,967,683	110.3	44,097,906	99.5	157,711	103.6	36,858	106.5	280	96.2
30	5,838,411,415	110.8	44,209,458	99.8	159,786	104.9	36,539	105.6	277	95.2
令和 元	5,871,504,347	111.4	44,091,736	99.5	161,653	106.2	36,322	104.9	273	93.8
2	6,494,451,869	123.2	43,985,178	99.3	163,341	107.3	39,760	114.9	269	92.4
3	6,532,185,648	123.9	43,406,105	97.9	165,401	108.6	39,493	114.1	262	90.0
4	6,483,345,456	123.0	42,933,385	96.9	167,123	109.7	38,794	112.1	257	88.3
5	6,375,646,872	121.0	42,232,482	95.3	168,997	111.0	37,726	109.0	250	85.9

注（１） 下水料金は検針等に基づいて算出した料金である。

（２） 下水料金は消費税込みの数値である。

（３） 月平均利用戸数は年間調定戸数/6とする。

（４） 指数は平成26年度を100とした。

7 調定戸数1戸当たり料金及び水量表

(1) 1か月1戸当たり平均下水料金、排水量表

区 分 年 月	調定戸数 (戸)	下 水 料 金		排 水 量		月 末 下水利用戸数 (戸)
		月別下水料金 (円)	1か月1戸当たり 平均 (円)	月別排水量 (m³)	1か月1戸当たり 平均 (m³)	
令和 5年4月	93,452	564,897,132	3,022	3,763,304	20.1	165,629
5	75,504	489,120,401	3,239	3,207,783	21.2	165,863
6	93,627	565,844,688	3,022	3,757,166	20.1	166,078
7	75,146	500,657,108	3,331	3,287,559	21.9	166,249
8	93,163	569,962,356	3,059	3,809,634	20.4	166,252
9	75,237	499,195,152	3,317	3,294,315	21.9	166,368
10	93,408	566,527,930	3,033	3,766,634	20.2	166,278
11	75,082	493,005,114	3,283	3,247,187	21.6	166,651
12	93,562	565,343,241	3,021	3,758,794	20.1	166,776
6年1月	76,201	501,649,022	3,292	3,299,968	21.7	166,793
2	93,757	573,533,354	3,059	3,843,082	20.5	166,752
3	75,846	485,911,374	3,203	3,197,056	21.1	166,338
計	1,013,985	6,375,646,872	3,144	42,232,482	20.8	1,996,027
月平均	84,499	531,303,906	3,144	3,519,374	20.8	166,336

注 (1) 下水料金は検針等に基づいて算出した料金である。

(2) 下水料金は消費税込みの数値である。

(3) 隔月検針のため、偶数月と奇数月では検針区域が異なる。

(2) 種別・年度別1か月1戸当たり平均排水量

種 別 年 度	家 事 用 (第1種)			学校・幼稚園・保育所用 (第2種)			公 衆 浴 場 用 (第3種)			第1種・第2種・第3種に 該当しないもの (第4種)			計		
	年 間		1か月	年 間		1か月	年 間		1か月	年 間		1か月	年 間		1か月
	調定戸数	排水量	1戸平均	調定戸数	排水量	1戸平均	調定戸数	排水量	1戸平均	調定戸数	排水量	1戸平均	調定戸数	排水量	1戸平均
	戸	m ³	m ³	戸	m ³	m ³	戸	m ³	m ³	戸	m ³	m ³	戸	m ³	m ³
平成 26	817,930	30,013,366	18.3	1,335	1,627,062	609.4	49	66,559	679.2	94,366	12,608,537	66.8	913,680	44,315,524	24.3
27	828,080	30,034,406	18.1	1,382	1,592,798	576.3	45	63,791	708.8	94,725	12,295,926	64.9	924,232	43,986,921	23.8
28	837,340	30,080,517	18.0	1,396	1,646,889	589.9	42	61,306	729.8	95,474	12,244,753	64.1	934,252	44,033,465	23.6
29	848,538	30,124,014	17.8	1,431	1,640,009	573.0	43	61,577	716.0	96,256	12,272,306	63.7	946,268	44,097,906	23.3
30	859,484	30,133,277	17.5	1,487	1,703,997	573.0	42	61,078	727.1	97,706	12,311,106	63.0	958,719	44,209,458	23.1
令和 元	870,867	30,101,033	17.3	1,506	1,780,485	591.1	42	61,191	728.5	97,508	12,149,027	62.3	969,923	44,091,736	22.7
2	881,579	31,166,110	17.7	1,472	1,616,815	549.2	42	60,905	725.1	96,954	11,141,348	57.5	980,047	43,985,178	22.4
3	893,863	30,806,351	17.2	1,496	1,590,630	531.6	42	60,748	723.2	97,008	10,948,376	56.4	992,409	43,406,105	21.9
4	904,256	30,271,934	16.7	1,523	1,689,363	554.6	36	51,591	716.5	96,924	10,920,497	56.3	1,002,739	42,933,385	21.4
5	915,740	30,100,695	16.4	1,548	1,537,688	496.7	33	47,910	725.9	96,664	10,546,189	54.6	1,013,985	42,232,482	20.8

(3) 種別・年度別1か月1戸当たり平均下水料金

種 別 年 度	家 事 用 (第1種)			学校・幼稚園・保育所用 (第2種)			公 衆 浴 場 用 (第3種)			第1種・第2種・第3種に該当しないもの (第4種)			計		
	年 間		1 か月 1 戸平均	年 間		1 か月 1 戸平均	年 間		1 か月 1 戸平均	年 間		1 か月 1 戸平均	年 間		1 か月 1 戸平均
	調定戸数	下水料金		調定戸数	下水料金		調定戸数	下水料金		調定戸数	下水料金		調定戸数	下水料金	
	戸	円	円	戸	円	円	戸	円	円	戸	円	円	戸	円	円
平成 26	817,930	3,493,888,972	2,136	1,335	200,447,008	75,074	49	1,447,374	14,769	94,366	1,575,110,911	8,346	913,680	5,270,894,265	2,884
27	828,080	3,517,561,041	2,124	1,382	197,438,224	71,432	45	1,386,653	15,407	94,725	1,540,693,631	8,132	924,232	5,257,079,549	2,844
28	837,340	3,869,487,416	2,311	1,396	227,927,512	81,636	42	1,464,480	17,434	95,474	1,696,887,797	8,887	934,252	5,795,767,205	3,102
29	848,538	3,879,029,053	2,286	1,431	227,176,892	79,377	43	1,470,720	17,101	96,256	1,705,291,018	8,858	946,268	5,812,967,683	3,072
30	859,484	3,887,330,526	2,261	1,487	233,453,588	78,498	42	1,458,766	17,366	97,706	1,716,168,535	8,782	958,719	5,838,411,415	3,045
令和 元	870,867	3,919,358,460	2,250	1,506	246,691,589	81,903	42	1,470,235	17,503	97,508	1,703,984,063	8,738	969,923	5,871,504,347	3,027
2	881,579	4,498,341,257	2,551	1,472	251,159,492	85,312	42	1,657,598	19,733	96,954	1,743,293,522	8,990	980,047	6,494,451,869	3,313
3	893,863	4,539,520,237	2,539	1,496	250,166,545	83,612	42	1,686,752	20,080	97,008	1,740,812,114	8,973	992,409	6,532,185,648	3,291
4	904,256	4,477,704,875	2,476	1,523	267,356,939	87,773	36	1,435,501	19,938	96,924	1,736,848,141	8,960	1,002,739	6,483,345,456	3,233
5	915,740	4,458,367,820	2,434	1,548	240,177,619	77,577	33	1,333,712	20,208	96,664	1,675,767,721	8,668	1,013,985	6,375,646,872	3,144

注 (1) 下水料金は検針等に基づいて算出した料金である。

(2) 下水料金は消費税込みの数値である。

8 計測器取付状況

(1) 年度別計測器取付状況と計測器による計測排水量

区分 年度	時間計 100V			時間計 200V			その他の計測器			合 計			計測器による 計測排水量
	市有品	先方品	計	市有品	先方品	計	市有品	先方品	計	市有品	先方品	計	
	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	m³
平成 21	5		5	501	10	511	4,798	936	5,734	5,304	946	6,250	6,954,003
22	4		4	479	10	489	4,997	913	5,910	5,480	923	6,403	6,831,921
23	4		4	469	10	479	5,191	904	6,095	5,664	914	6,578	6,829,849
24	4		4	462	10	472	5,742	892	6,634	6,208	902	7,110	7,152,740
25	4		4	458	10	468	6,114	906	7,020	6,576	916	7,492	7,533,743
26	4		4	446	10	456	6,307	905	7,212	6,757	915	7,672	9,129,833
27	2		2	440	8	448	6,397	906	7,303	6,839	914	7,753	10,373,785
28	1		1	425	9	434	6,473	902	7,375	6,899	911	7,810	12,537,146
29	1		1	408	9	417	6,604	901	7,505	7,013	910	7,923	8,492,647
30	1		1	404	9	413	6,627	895	7,522	7,032	904	7,936	8,523,480
令和 元	1		1	394	9	403	6,666	887	7,553	7,061	896	7,957	8,451,178
2	1		1	386	9	395	6,672	881	7,553	7,059	890	7,949	7,647,658
3	1	1	2	377	9	386	6,711	891	7,602	7,089	901	7,990	7,446,142
4	1		1	370	9	379	6,755	934	7,689	7,126	943	8,069	7,323,774
5	0		0	359	8	367	6,745	955	7,700	7,104	963	8,067	7,479,602

注 個数は、各年度末の数値である。

(2) 口径別等計測器明細

令和6年3月31日現在(単位:個)

区 分		市 有 品	先 方 品	計
時間計	100V	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	200V	359 (2)	8 (0)	367 (2)
	計	359 (2)	8 (0)	367 (2)
その他の計測器	堰式流量計	1 (0)	2 (0)	3 (0)
	水道メーター	13mm	149 (65)	475 (69)
		20mm	285 (63)	4,464 (64)
		25mm	137 (56)	1,708 (60)
		30mm	61 (33)	70 (33)
		40mm	113 (42)	565 (47)
		50mm	84 (24)	241 (25)
		65mm	22 (7)	22 (7)
		75mm	41 (7)	74 (7)
		100mm	25 (3)	36 (3)
		125mm	1 (0)	1 (0)
		150mm	3 (0)	3 (0)
		250mm	2 (0)	2 (0)
		小 計	923 (300)	7,661 (315)
	電磁式流量計	6	30	36
	計	6,745 (15)	955 (300)	7,700 (315)
合 計		7,104 (17)	963 (300)	8,067 (317)

注 () は、減量用計測器を再掲したものである。

9 年度別水質料金対象事業場の排水量及び水質料金

区 分 年 度	水質料金対象事業場		
	件 数	排水量 m ³	水質料金 円
平成 21	8	137,205	5,558,565
22	4	105,250	3,547,455
23	3	113,295	5,265,480
24	4	147,147	7,793,975
25	3	205,513	11,909,385
26	1	75,876	4,258,620
27	3	100,112	5,961,030
28	3	42,920	2,282,865
29	2	38,365	1,726,425
30	3	90,542	4,074,390
令和 元	3	103,520	2,929,035
2	3	76,253	2,113,065
3	0	—	—
4	0	—	—
5	0	—	—

注 水質料金は消費税抜きの数値である。

10 管渠布設延長(汚水)

令和6年3月31日現在(単位:m)

区分 口径	中部処理区	北部処理区	南部処理区	北西部処理区	流域関連処理分区 (旧柳津町込)	合 計
φ 2,100mm			482.65			482.65
φ 1,800mm			505.52	231.17		736.69
φ 1,650mm			1,214.94			1,214.94
φ 1,600mm	133.00					133.00
φ 1,500mm	909.90	605.05	1,073.13	972.65		3,560.73
φ 1,350mm	140.34	2,130.27	285.86	3,195.14	359.54	6,111.15
φ 1,200mm		781.48	4,197.39			4,978.87
φ 1,100mm	498.29		1,691.62	1,263.20	431.75	3,884.86
φ 1,000mm	597.20	5,035.92	4,877.98	341.02	5,568.17	16,420.29
φ 900mm	2,019.87	154.82	1,146.86	4,457.40	2,238.19	10,017.14
φ 800mm	5,289.44	5,278.22	2,603.24	2,402.23	12,672.76	28,245.89
φ 700mm	2,117.50	2,182.32	5,026.93	3,202.39	2,555.60	15,084.74
φ 600mm	1,145.12	5,865.90	3,541.98	3,144.69	3,256.89	16,954.58
φ 530mm	600.69					600.69
φ 500mm	13.00	2,833.21	4,696.07	3,867.45	2,808.49	14,218.22
φ 450mm	2,217.61	1,599.27	2,418.60	(△ 3.87) 2,610.72	2,857.93	(△ 3.87) 11,704.13
φ 400mm	256.45	2,977.45	4,155.81	6,814.76	7,295.65	21,500.12
φ 380mm	(△ 325.80) 4,802.94		3,790.86		89.40	(△ 325.80) 8,683.20
φ 350mm	92.59	4,832.36	9,231.17	3,206.03	9,845.38	27,207.53
φ 300mm	(△ 514.84) 9,139.42	9,413.37	(1.10) 12,539.63	4,003.38	10,060.92	(△ 513.74) 45,156.72
φ 250mm	2,846.54	17,745.52	(0.40) 23,586.02	9,955.04	37,626.92	(0.40) 91,760.04
φ 230mm	(△ 1,195.72) 43,734.96		(△ 95.85) 8,729.13		1,275.72	(△ 1,291.57) 53,739.81
φ 200mm	(1,996.69) 67,871.67	(502.46) 352,156.71	(538.15) 425,636.01	(719.42) 268,642.97	(387.35) 549,181.23	(4,144.07) 1,663,488.59
φ 180mm	36.40		76.36			112.76
φ 150mm	(△ 51.85) 28,232.83	(60.24) 56,188.79	(636.71) 61,841.96	(443.02) 27,400.97	(145.32) 34,023.90	(1,233.44) 207,688.45
φ 100mm	520.63	565.33	183.92		874.78	2,144.66
φ 80(75)mm	39.63	164.36	185.49	136.82	369.25	895.55
合 計	(△ 91.52) 173,256.02	(562.70) 470,510.35	(1,080.51) 583,719.13	(1,158.57) 345,848.03	(532.67) 683,392.47	(3,242.93) 2,256,726.00

注;上段()は、当年度布設及び廃管延長を再掲したものである。

令和4年度繰越を含み、令和5年度繰越を含まない。

11 プラント処理水量・ポンプ場揚水量及び電力量

(1) 年度別推移

年 度	処 理 水 量 (m ³)						揚 水 量 (m ³)				電 力 量 (kWh)									
	処 理 場						ポ ン プ 場				処 理 場						ポ ン プ 場			
	中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	指数	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計	指数	中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	指数	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計	指数
平成																				
26	8,416,720	13,556,930	21,561,020	3,831,792	47,366,462	1.0	3,617,544	514,671	4,132,215	1.0	2,457,444	7,485,792	7,790,064	2,135,800	19,869,100	1.0	98,434	20,974	119,408	1.0
27	9,692,430	13,526,090	20,626,570	3,817,553	47,662,643	1.0	3,706,884	503,222	4,210,106	1.0	3,149,206	7,053,792	7,566,432	2,170,620	19,940,050	1.0	97,224	20,353	117,577	1.0
28	9,791,840	13,004,640	19,300,220	3,847,062	45,943,762	1.0	3,760,200	531,420	4,291,620	1.0	3,135,592	6,893,064	7,726,632	2,194,650	19,949,938	1.0	98,352	21,528	119,880	1.0
29	10,146,710	12,905,390	18,501,512	4,070,656	45,624,268	1.0	3,861,936	549,691	4,411,627	1.1	3,216,454	7,079,532	7,773,508	2,235,140	20,304,634	1.0	100,580	21,488	122,068	1.0
30	8,665,020	13,073,560	21,488,230	3,922,736	47,149,546	1.0	3,942,882	567,240	4,510,122	1.1	2,975,238	7,036,249	7,976,992	2,262,930	20,251,409	1.0	102,816	20,459	123,275	1.0
令和																				
元	7,420,530	12,721,288	22,278,630	3,962,940	46,383,388	1.0	4,155,970	542,977	4,698,947	1.1	2,895,005	6,969,308	8,179,229	2,167,780	20,211,322	1.0	108,188	19,276	127,464	1.1
2	8,113,900	12,867,799	21,978,930	4,100,374	47,061,003	1.0	4,220,280	562,339	4,782,619	1.2	2,802,239	7,002,547	8,373,763	2,251,090	20,429,639	1.0	113,242	20,863	134,105	1.1
3	8,889,110	13,125,020	19,265,470	4,149,107	45,428,707	1.0	4,238,514	574,832	4,813,346	1.2	3,157,071	7,554,649	7,395,870	2,245,420	20,353,010	1.0	113,292	24,762	138,054	1.2
4	9,064,380	13,221,210	18,350,360	4,124,941	44,760,891	0.9	4,434,696	573,767	5,008,463	1.2	3,179,469	7,127,971	7,365,146	2,259,390	19,931,976	1.0	118,076	24,350	142,426	1.2
5	8,737,880	13,072,160	18,727,250	4,169,175	44,706,465	0.9	4,442,850	564,058	5,006,908	1.2	2,911,904	7,509,618	7,419,650	2,216,859	20,058,031	1.0	113,820	24,902	138,722	1.2

注；指数は平成26年度を1.0とした。

(2) 令和5年度月別推移

区 分 年 月	処 理 水 量 (m³)					揚 水 量 (m³)			電 力 量 (kWh)							
	処 理 場					ポ ン プ 場			処 理 場					ポ ン プ 場		
	中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計	中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計
令和 5年 4月	715,940	1,035,370	1,527,290	337,843	3,616,443	347,310	44,201	391,511	272,393	525,142	655,426	177,606	1,630,567	8,698	1,892.3	10,590.3
5	763,800	1,208,590	1,833,880	375,742	4,182,012	409,536	48,752	458,288	253,997	558,523	674,926	190,627	1,678,073	9,778	1,991.9	11,769.9
6	832,770	1,271,370	1,919,730	384,998	4,408,868	398,142	56,284	454,426	243,602	543,662	639,010	188,949	1,615,223	9,837	2,242.1	12,079.1
7	776,130	1,203,720	1,697,250	372,439	4,049,539	434,628	49,771	484,399	261,608	582,355	622,488	198,419	1,664,870	10,814	2,110.5	12,924.5
8	807,980	1,190,410	1,657,600	351,980	4,007,970	350,964	48,014	398,978	254,221	596,484	617,144	192,691	1,660,540	8,985	2,069.4	11,054.4
9	736,050	1,103,100	1,458,210	339,358	3,636,718	387,036	46,176	433,212	239,046	600,979	564,559	182,549	1,587,133	9,555	2,026.6	11,581.6
10	712,240	1,008,870	1,336,130	335,313	3,392,553	325,098	39,053	364,151	224,781	695,906	519,341	181,038	1,621,066	8,496	1,904.0	10,400.0
11	645,460	984,360	1,348,200	322,065	3,300,085	349,974	39,183	389,157	225,504	691,855	619,519	176,919	1,713,797	8,978	1,884.7	10,862.7
12	684,120	1,020,830	1,429,600	336,293	3,470,843	316,818	41,966	358,784	232,057	714,936	656,687	186,319	1,789,999	8,810	2,044.0	10,854.0
6年 1 月	643,070	991,680	1,364,800	329,236	3,328,786	378,036	48,376	426,412	228,455	718,706	581,350	183,660	1,712,171	10,185	2,220.4	12,405.4
2	658,900	982,510	1,418,560	325,695	3,385,665	318,060	50,442	368,502	216,276	667,140	584,290	175,037	1,642,743	8,774	2,194.3	10,968.3
3	761,420	1,071,350	1,736,000	358,213	3,926,983	427,248	51,840	479,088	259,964	613,930	684,910	183,045	1,741,849	10,910	2,321.6	13,231.6
計	8,737,880	13,072,160	18,727,250	4,169,175	44,706,465	4,442,850	564,058	5,006,908	2,911,904	7,509,618	7,419,650	2,216,859	20,058,031	113,820	24,901.8	138,721.8

日最大 処理量	上 半 期	(m³) 78,760	(m³) 81,830	(m³) 152,840	(m³) 20,905	(m³) 334,335	令和5年6月2日
	下 半 期	(m³) 39,880	(m³) 58,210	(m³) 95,460	(m³) 17,798	(m³) 211,348	令和6年3月29日
	晴 天 時	(m³) 22,580	(m³) 40,280	(m³) 65,110	(m³) 12,777	(m³) 140,747	令和5年6月5日

12 プラント統計(脱水ケーキ量、焼却ケーキ量、重油使用量等)
(1) 年度別推移

	年 度		平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
中部 プラント	処理水量	m ³	8,416,720	9,692,430	9,791,840	10,146,710	8,665,020	7,420,530	8,113,900	8,889,110	9,064,380	8,737,880
	脱水ケーキ量	t	3,928	4,551	5,094	4,523	3,987	3,597	3,486	4,118	4,048	4,414
	電力量	kWh	2,457,444	3,149,206	3,135,592	3,216,454	2,975,238	2,895,005	2,802,239	3,157,071	3,179,469	2,911,904
北部 プラント	処理水量	m ³	13,556,930	13,526,090	13,004,640	12,905,390	13,073,560	12,721,288	12,867,799	13,125,020	13,221,210	13,072,160
	脱水ケーキ量	t	9,240	9,707	8,363	8,890	9,181	8,491	8,582	8,777	9,727	9,968
	焼却ケーキ量	t	15,146	14,911	13,400	14,937	13,156	12,563	12,069	17,323	15,473	15,154
	重油使用量	l	765,731	700,656	662,306	835,747	886,651	674,779	596,629	813,624	679,968	742,522
	焼却灰発生量	t	423	515	436	424	480	513	564	534	380	343
	りん回収量	kg	231,411	228,940	156,322	156,291	140,865	129,837	149,338	73,480	37,335	17,778
	電力量	kWh	7,485,792	7,053,792	6,893,064	7,079,532	7,036,249	6,969,308	7,002,547	7,554,649	7,127,971	7,509,618
南部 プラント	処理水量	m ³	21,561,020	20,626,570	19,300,220	18,501,512	21,488,230	22,278,630	21,978,930	19,265,470	18,350,360	18,727,250
	脱水ケーキ量	t	10,709	10,765	11,015	10,817	12,232	11,526	11,099	9,921	9,087	9,796
	焼却ケーキ量	t	8,875	10,080	11,015	9,342	12,232	11,051	11,099	5,493	6,934	7,962
	重油使用量	l	374,350	408,030	502,650	485,280	510,050	417,990	601,860	292,430	355,880	386,670
	焼却灰発生量	t	194	199	213	160	222	212	214	110	128	152
	電力量	kWh	7,790,064	7,566,432	7,726,632	7,773,508	7,976,992	8,179,229	8,373,763	7,395,870	7,365,146	7,419,650
北西部 プラント	処理水量	m ³	3,831,792	3,817,553	3,847,062	4,070,656	3,922,736	3,962,940	4,100,374	4,149,107	4,124,941	4,169,175
	電力量	kWh	2,135,800	2,170,620	2,194,650	2,235,140	2,262,930	2,167,780	2,251,090	2,245,420	2,259,390	2,216,859
プラント 計	処理水量	m ³	47,366,462	47,662,643	45,943,762	45,624,268	47,149,546	46,383,388	47,061,003	45,428,707	44,760,891	44,706,465
	脱水ケーキ量	t	23,878	25,023	24,472	24,230	25,400	23,615	23,167	22,816	22,862	24,178
	焼却ケーキ量	t	24,020	24,991	24,415	24,279	25,388	23,614	23,168	22,816	22,407	23,116
	重油使用量	l	1,140,081	1,108,686	1,164,956	1,321,027	1,396,701	1,092,769	1,198,489	1,106,054	1,035,848	1,129,192
	焼却灰発生量	t	617	713	649	584	702	725	777	643	508	495
	電力量	kWh	19,869,100	19,940,050	19,949,938	20,304,634	20,251,409	20,211,322	20,429,639	20,353,010	19,931,976	20,058,031
流域関連処理水量			m ³	11,091,072	11,388,217	10,902,850	10,904,807	11,044,399	11,010,756	11,567,885	11,502,046	11,402,385

(2) 令和5年度月別推移

	月		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
中部 プラント	処理水量	m ³	715,940	763,800	832,770	776,130	807,980	736,050	712,240	645,460	684,120	643,070	658,900	761,420	8,737,880
	脱水ケーキ量	t	329.86	370.65	370.38	370.31	369.79	344.03	377.35	414.15	425.75	400.71	381.01	259.63	4,413.62
	電力量	kWh	272,393	253,997	243,602	261,608	254,221	239,046	224,781	225,504	232,057	228,455	216,276	259,964	2,911,904
北部 プラント	処理水量	m ³	1,035,370	1,208,590	1,271,370	1,203,720	1,190,410	1,103,100	1,008,870	984,360	1,020,830	991,680	982,510	1,071,350	13,072,160
	脱水ケーキ量	t	879.93	929.70	736.70	786.99	842.00	761.95	817.47	737.30	905.49	944.57	811.26	814.61	9,967.97
	焼却ケーキ量	t	1,001.80	929.70	819.60	1,105.60	1,211.80	1,106.10	1,876.60	1,296.40	1,331.10	1,871.50	1,528.90	1,074.40	15,153.50
	重油使用量	l	38,737	33,385	35,139	40,444	46,961	59,213	85,084	89,163	95,026	90,421	79,790	49,159	742,522
	焼却灰発生量	t	9.40	20.50	26.30	35.30	39.10	35.20	40.50	27.60	37.70	29.80	25.70	15.60	342.70
	りん回収量	kg	0	655	1,965	2,620	4,585	2,620	0	0	2,677	1,990	666	0	17,778
	電力量	kWh	525,142	558,523	543,662	582,355	596,484	600,979	695,906	691,855	714,936	718,706	667,140	613,930	7,509,618
南部 プラント	処理水量	m ³	1,527,290	1,833,880	1,919,730	1,697,250	1,657,600	1,458,210	1,336,130	1,348,200	1,429,600	1,364,800	1,418,560	1,736,000	18,727,250
	脱水ケーキ量	t	842.20	937.40	914.90	776.67	834.80	679.27	730.16	783.00	826.00	830.49	756.57	884.60	9,796.06
	焼却ケーキ量	t	842.20	937.40	914.90	672.20	834.80	599.90	20.10	754.00	826.00	304.30	372.00	884.60	7,962.40
	重油使用量	l	38,810	38,780	38,050	32,160	35,800	33,730	6,830	37,850	39,290	16,160	28,950	40,260	386,670
	焼却灰発生量	t	12.50	18.60	17.90	11.70	15.90	11.90	4.90	13.00	15.20	9.60	6.10	14.40	151.70
	電力量	kWh	655,426	674,926	639,010	622,488	617,144	564,559	519,341	619,519	656,687	581,350	584,290	684,910	7,419,650
北西部 プラント	処理水量	m ³	337,843	375,742	384,998	372,439	351,980	339,358	335,313	322,065	336,293	329,236	325,695	358,213	4,169,175
	電力量	kWh	177,606	190,627	188,949	198,419	192,691	182,549	181,038	176,919	186,319	183,660	175,037	183,045	2,216,859
プラント 計	処理水量	m ³	3,616,443	4,182,012	4,408,868	4,049,539	4,007,970	3,636,718	3,392,553	3,300,085	3,470,843	3,328,786	3,385,665	3,926,983	44,706,465
	脱水ケーキ量	t	2,052.0	2,237.8	2,022.0	1,934.0	2,046.6	1,785.3	1,925.0	1,934.5	2,157.2	2,175.8	1,948.8	1,958.8	24,177.7
	焼却ケーキ量	t	1,844.0	1,867.1	1,734.5	1,777.8	2,046.6	1,706.0	1,896.7	2,050.4	2,157.1	2,175.8	1,900.9	1,959.0	23,115.9
	重油使用量	l	77,547	72,165	73,189	72,604	82,761	92,943	91,914	127,013	134,316	106,581	108,740	89,419	1,129,192
	焼却灰発生量	t	21.90	39.10	44.20	47.00	55.00	47.10	45.40	40.60	52.90	39.40	31.80	30.00	494.40
	電力量	kWh	1,630,567	1,678,073	1,615,223	1,664,870	1,660,540	1,587,133	1,621,066	1,713,797	1,789,999	1,712,171	1,642,743	1,741,849	20,058,031
流域関連処理水量		m ³	869,633	1,082,878	1,213,253	1,030,041	1,008,977	976,123	870,524	809,100	850,757	840,156	855,266	995,677	11,402,385

13 各務原浄化センター流入汚水量

令和5年度月別流入汚水量

単位:m³

区 分	浄化センター	長良川幹線		木曽川幹線	その他
		岐阜市	各務原市の 一部、岐南 町、笠松町	各務原市の 一部、美濃加 茂市、可児 市、坂祝町等	
5年 4月	3,757,253	869,633	1,035,736	1,835,799	16,085
5月	4,608,394	1,082,878	1,267,590	2,238,701	19,225
6月	5,189,607	1,213,253	1,465,591	2,488,458	22,305
7月	4,815,240	1,030,041	1,446,980	2,313,349	24,870
8月	4,315,662	1,008,977	1,290,646	1,989,567	26,472
9月	4,004,536	976,123	1,241,059	1,759,761	27,593
10月	3,776,626	870,524	1,135,548	1,741,306	29,248
11月	3,495,029	809,100	1,039,048	1,626,892	19,989
12月	3,625,621	850,757	1,071,247	1,685,629	17,988
6年 1月	3,461,319	840,156	1,021,688	1,583,318	16,157
2月	3,534,005	855,266	1,013,925	1,650,214	14,600
3月	4,144,400	995,677	1,161,419	1,969,956	17,348
5年度合計	48,727,692	11,402,385	14,190,477	22,882,950	251,880
4年度合計	48,548,877	11,275,390	14,063,712	22,965,779	243,996

注：その他は、浄化センター及び長森、岐南、川島、兼山ポンプ場での冷却水や雑排水等である。

14 排水設備工事施工状況の推移

(単位:件)

年 度 区 分	平成26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5
汚水・水洗便所新設	3,095	2,915	2,996	3,393	3,029	3,429	2,771	2,912	3,068	2,061
水洗便所新設	20	20	13	21	13	28	32	34	36	40
汚水新設	16	12	11	16	7	20	9	25	16	20
水洗便所増設	34	45	27	29	35	23	27	15	31	20
汚水増設	23	22	15	10	6	8	4	4	6	9
位置変更・その他	234	212	240	240	137	211	132	105	150	107
計	3,422	3,226	3,302	3,709	3,227	3,719	2,975	3,095	3,307	2,257

15 修繕件数

(1) 公道分修繕件数

区分 年度	人孔	下水管	下水管詰り	取付管詰り	工事立会	計
19	922	88	87	56	4,778	5,931
20	906	122	111	64	5,747	6,950
21	917	108	88	64	5,364	6,541
22	864	101	89	50	5,020	6,124
23	774	130	102	48	4,268	5,322
24	762	130	95	47	3,897	4,931
25	724	75	75	63	3,328	4,265
26	678	48	142	57	3,036	3,961
27	731	47	119	65	3,239	4,201
28	564	46	139	66	3,045	3,860
29	591	32	163	67	3,085	3,938
30	436	25	172	90	3,176	3,899
元	650	34	164	99	2,904	3,851
2	623	20	126	149	2,098	3,016
3	527	17	210	129	2,302	3,185
4	669	18	132	131	3,145	4,095
5	442	18	146	93	2,578	3,277

注：平成12年4月1日より宅地内修繕を廃止。岐阜市下水道排水設備指定工事店等に対応（有料）

16 下水の水質等の状況

令和5年度 下水水質試験成績表 (年平均)

試 験 項 目	試料名	中部プラント		北部プラント		排水基準
		流入水	放流水	流入水	放流水	
気温	(℃)	20.0	20.0	20.8	20.8	－
水温	(℃)	21.4	22.3	22.1	23.5	－
外観		淡黄色	殆ど無色	黄褐色	殆ど無色	－
透視度	(度)	5.0	50以上	5.5	50以上	－
臭気		微し尿臭	殆ど無臭	し尿臭	殆ど無臭	－
水素イオン濃度(pH)		7.1	6.8	7.1	6.7	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	260	2.8	250	5.4	15
化学的酸素要求量(COD)	(mg/L)	100	6.9	100	7.1	(30〔20〕 ^{*1})
浮遊物質(SS)	(mg/L)	150	2	150	3	40
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	18	0.5	19	0.6	鉱油5,動植物油30
フェノール類含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	5
銅含有量	(mg/L)	0.04	不検出	0.06	不検出	3
亜鉛含有量	(mg/L)	0.10	0.03	0.16	0.04	2
溶解性鉄含有量	(mg/L)	0.54	0.08	0.39	不検出	10
溶解性マンガン含有量	(mg/L)	0.01	0.01	0.01	0.01	10
クロム含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	2
大腸菌群数	(個/cm ³)	60,000	120	70,000	100	3,000
窒素含有量	(mg/L)	35.8	2.0	36.2	6.5	(20〔15〕 ^{*2})
リン含有量	(mg/L)	5.4	0.5	7.8	0.6	1.5
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.03
シアン化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1
有機リン化合物	(mg/L)		不検出		不検出	1
鉛及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
六価クロム化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5
砒素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.005
アルキル水銀化合物	(mg/L)		不検出		不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)		不検出		不検出	0.003
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.2
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	3
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.06
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02
チウラム	(mg/L)		不検出		不検出	0.06
シマジン	(mg/L)		不検出		不検出	0.03
チオベンカルブ	(mg/L)		不検出		不検出	0.2
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
セレン及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
ふっ素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	8
ほう素及びその化合物	(mg/L)	0.03	0.02	0.03	0.03	10
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素	(mg/L)	21.5	不検出	22.4	0.3
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.1
	硝酸性窒素	(mg/L)	0.2	1.0	不検出	4.1

注(1)排水基準は、下水道法第8条に定める放流水の水質基準を示す。

(2)*1 は、水質汚濁防止法第4条の5に基づき平成19年6月18日岐阜県告示第437号で示された総量規制基準に係る濃度を示す。

処理方法により基準が異なる。中部、北西部プラントは20、その他の処理場は30。

(3)*2は、中部プラント及び北西部プラントは15、その他の処理場は20。

(4)*3 は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

令和5年度 下水水質試験成績表 (年平均)

試 験 項 目		南部プラント		北西部プラント		排水基準
		流入水	放流水	流入水	放流水	
気温	(℃)	19.6	19.6	20.8	20.8	-
水温	(℃)	21.3	22.4	21.6	22.6	-
外観		淡黄色	殆ど無色	淡黄色	殆ど無色	-
透視度	(度)	5.8	50以上	6.0	50以上	-
臭気		微し尿臭	殆ど無臭	微し尿臭	殆ど無臭	-
水素イオン濃度(pH)		7.2	6.7	6.9	6.7	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	240	4.3	210	2.8	15
化学的酸素要求量(COD)	(mg/L)	87	7.2	90	7.6	(30[20] *1)
浮遊物質(SS)	(mg/L)	110	4	100	不検出	40
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	13	0.9	20	0.6	鉱油5,動植物油30
フェノール類含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	5
銅含有量	(mg/L)	不検出	不検出	0.02	不検出	3
亜鉛含有量	(mg/L)	0.07	0.03	0.06	0.04	2
溶解性鉄含有量	(mg/L)	0.51	0.04	0.14	不検出	10
溶解性マンガン含有量	(mg/L)	0.05	0.01	0.02	0.01	10
クロム含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	2
大腸菌群数	(個/cm ³)	33,000	20	110,000	100	3,000
窒素含有量	(mg/L)	34.5	7.8	34.9	6.3	(20[15] *2)
リン含有量	(mg/L)	6.9	0.4	3.8	0.2	1.5
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.03
シアン化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1
有機リン化合物	(mg/L)		不検出		不検出	1
鉛及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
六価クロム化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5
砒素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.005
アルキル水銀化合物	(mg/L)		不検出		不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)		不検出		不検出	0.003
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.2
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	3
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.06
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02
チウラム	(mg/L)		不検出		不検出	0.06
シマジン	(mg/L)		不検出		不検出	0.03
チオベンカルブ	(mg/L)		不検出		不検出	0.2
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
セレン及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
ふっ素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	8
ほう素及びその化合物	(mg/L)	0.03	0.02	0.03	0.03	10
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 (mg/L)	21.3	0.3	26.0	0.4	100 *3
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	
	硝酸性窒素 (mg/L)	0.2	5.7	0.1	4.7	

注(1)排水基準は、下水道法第8条に定める放流水の水質基準を示す。

(2)*1 は、水質汚濁防止法第4条の5に基づき平成19年6月18日岐阜県告示第437号で示された総量規制基準に係る濃度を示す。

処理方法により基準が異なる。中部、北西部プラントは20、その他の処理場は30。

(3)*2は、中部プラント及び北西部プラントは15、その他の処理場は20。

(4)*3 は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

用語の解説

1 水素イオン濃度 (pH)

水が、酸性かアルカリ性を示すものです。

pH 7は中性で、7より大きい値はアルカリ性、7より小さい値は酸性です。

4 浮遊物質 (SS)

水の中にある、固形物の量です。

この数値が大きいほど水が汚れていて、小さいほど水はきれいです。

2 生物化学的酸素要求量 (BOD)

水の中の有機物が、微生物の働きにより分解されるときに、必要な酸素の量のことです。

この数値が大きいほど水が汚れていて、小さいほど水はきれいです。

5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

水中の油分の量です。

鉱油類と、動植物の油脂との、合計した量のことです。

この数値が大きいと、下水道管のつまり、悪臭や爆発の原因となります。

3 化学的酸素要求量 (COD)

水の中の有機物が、酸化剤（過マンガン酸カリウム）で、分解されるときに必要な酸素の量です。

この数値が大きいほど水が汚れていて、小さいほど水はきれいです。

6 フェノール類含有量

フェノール類は、フェノール（石炭酸）・フェノール化合物の総称です。フェノール化合物は、クレゾール液や消毒用薬剤に使われています。

この数値が大きいと、悪臭の原因となります。